

# 《小鹿野町テイクアウト促進事業》 「おがニャッピーおうちでごはん券」取扱店申込書

西秩父商工会 宛 (FAX番号:0494-75-1382)

実施要綱を確認し、裏面の確認事項に同意のうえ、「おがニャッピーおうちでごはん券」の取扱店として申し込みをします。

※申込時に①飲食店営業許可証(写)

②「おがニャッピーおうちでごはん券」取扱店舗情報登録用紙(別紙)をご提出ください。

店名																							
代表者名		印																					
住所 (所在地)		〒 _____ 秩父郡小鹿野町 TEL (0494) _____ FAX (0494) _____																					
営業時間・定休日		<input type="checkbox"/> 営 : _____ ~ _____ : <input type="checkbox"/> 休																					
口座振込先	金融機関名	支店名			預金種別		口座番号(左詰め)																
	銀行・信用組合	支店			1 普通	2 当座																	
<input type="checkbox"/> 口座名義人(カタカナで姓と名の間に1マスあけ、濁点「`」半濁点「°」も1字として記入してください。) <small>※法人名義の場合は法人名のみ記入してください。また、株式会社は(カ)もしくは(カ、有限会社は(ユ)もしくは(ユ に省略可能です。</small>																							
<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																							

ご利用頂ける金融機関は、埼玉りそな銀行小鹿野支店、もしくは埼玉信用組合小鹿野支店のみです。

● 追加のぼり旗希望します	2,000円 ×	セット＝	円
---------------	----------	------	---

1セットは無料配布。追加希望の方のみ

商工会使用欄

飲食店営業許可証(写)



※本申込書に記入された個人情報は、本事業のみに利用します。事業終了後、各種監査が終了したら廃棄します

《小鹿野町テイクアウト促進事業》

「おがニャッピーおうちでごはん券」取扱店登録に関する同意書

※全項目に同意しない事業者は取扱店になれません

<p><b>【取扱店参加資格】</b>                  弁当および総菜等をテイクアウトや出前の販売に関する許認可を有し、次の各号のいずれかを満たす事業者であって、保健所の指導を厳守する者。                  (1)小鹿野町内において営業する飲食店または仕出し等を行う事業者。                  (2)小鹿野町内において営業する宿泊業者。</p>	<p>左記(1)または(2)の事業者であって保健所の指導を厳守することに同意</p> <p>→ する・しない</p> <p>※いずれかに○印</p>
<p><b>【取扱事業者の厳守事項等】</b>                  (1)おうちでごはん券は参加事業者の店舗におけるテイクアウト・出前および店内飲食において使用可能。                  (2)おうちでごはん券は換金できない。                  (3)おうちでごはん券額面以下の使用であっても、つり銭は支払わない。                  (4)次のような券は無効となるので受け取らない                  ・使用期間を過ぎたもの                  ・表面にナンバリングの無いもの                  ・裏面に取扱い店印のあるもの                  ・表面に見本券の印刷 押印のあるもの                  ・打抜機にて穴開けされたものおよび甚だしく汚損し判別し難いもの                  (5)おうちでごはん券の盗難・紛失または偽造、変造、模造等に対し発行(西秩父商工会)は責を負わない。</p>	<p>左記事項を確認し、取扱事業者の厳守事項等に同意</p> <p>→ する・しない</p> <p>※いずれかに○印</p>
<p><b>【取扱事業者の責務】</b>                  取扱事業者はその店舗(取扱店舗)で、次に掲げる事項を遵守すること。                  (1)取扱店舗は、おうちでごはん券が使用できる店舗であることが明確になるよう、西秩父商工会が配布する取扱店証を消費者が分かりやすい場所に掲示する。                  (2)使用されるおうちでごはん券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認する。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたおうちでごはん券と判別できる場合は、券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに西秩父商工会にも報告する。おうちでごはん券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての方に周知する。                  (3)取引により、おうちでごはん券を受け取ったときには、再流出を避けるため 券裏面の取扱店欄に取扱店印を押印することとし、他の取扱店印のあるものは受け取りを拒否すること。                  (4)おうちでごはん券の交換及び売買は行わない。有効期間中におけるテイクアウト・出前および店内飲食により得られた おうちでごはん券のみ換金可能となる。                  (5)取扱店案内チラシの作成などに関し、西秩父商工会に協力すること。</p>	<p>左記事項を確認し、取扱事業者の責務に同意</p> <p>→ する・しない</p> <p>※いずれかに○印</p>

●事業者名に記名捺印のうえ提出

令和2年 月 日

(店舗名)

事業者

印

# 《小鹿野町テイクアウト促進事業》 「おがニャッピーおうちでごはん券」 取扱店申込書

記入例

西秩父商工会 宛 (FAX番号:0494-75-1382)

実施要綱を確認し、裏面の確認事項に同意のうえ、「おがニャッピーおうちでごはん券」の取扱店として申し込みをします。

※申込時に①飲食店営業許可証(写)

②「おがニャッピーおうちでごはん券」取扱店舗情報登録用紙(別紙)をご提出ください。

店名	西食堂			
代表者名	小鹿野 花子			印
住所 (所在地)	〒 368-0105 秩父郡小鹿野町 小鹿野298-1 TEL (0494) 79-1381 FAX (0494) 79-1382			
営業時間・定休日	<input type="checkbox"/> 営 11:00 ~ 19:00 <input type="checkbox"/> 休 水曜日			
口座振込先	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号(左詰め)
	〇〇 銀行・信用組合	〇〇 支店	1 普通	2 当座 00000000
口座名義人(カタカナで姓と名の間に1マスあけ、濁点「`」半濁点「°」も1字として記入してください。) <small>※法人名義の場合は法人名のみ記入してください。また、株式会社はカ)もしくは(カ、有限会社はユ)もしくは(ユ)に省略可能です。</small>				
オカ`ノ ハナコ				

ご利用頂ける金融機関は、埼玉りそな銀行小鹿野支店、もしくは埼玉信用組合小鹿野支店のみです。

● 追加のぼり旗希望します	2,000円 ×	セット=	円
---------------	----------	------	---

1セットは無料配布。追加希望の方のみ

商工会使用欄

飲食店営業許可証(写)



※本申込書に記入された個人情報は、本事業のみに利用します。事業終了後、各種監査が終了したら廃棄します

《小鹿野町テイクアウト促進事業》  
「おがニャッピーおうちでごはん券」取扱店登録に関する同意書  
※全項目に同意しない事業者は取扱店になれません

## 記入例

<p><b>【取扱店参加資格】</b>  弁当および総菜等をテイクアウトや出前の販売に関する許認可を有し、次の各号のいずれかを満たす事業者であって、保健所の指導を厳守する者。  (1)小鹿野町内において営業する飲食店または仕出し等を行う事業者。  (2)小鹿野町内において営業する宿泊業者。</p>	<p>左記(1)または(2)の事業者であって保健所の指導を厳守することに同意</p> <p>→ <input checked="" type="radio"/> する ・ <input type="radio"/> しない</p> <p>※いずれかに○印</p>
<p><b>【取扱事業者の厳守事項等】</b>  (1)おうちでごはん券は参加事業者の店舗におけるテイクアウト・出前および店内飲食において使用可能。  (2)おうちでごはん券は換金できない。  (3)おうちでごはん券額面以下の使用であっても、つり銭は支払わない。  (4)次のような券は無効となるので受け取らない  ・使用期間を過ぎたもの  ・表面にナンバリングの無いもの  ・裏面に取扱い店印のあるもの  ・表面に見本券の印刷 押印のあるもの  ・打抜機にて穴開けされたものおよび甚だしく汚損し判別し難いもの  (5)おうちでごはん券の盗難・紛失または偽造、変造、模造等に対し発行(西秩父商工会)は責を負わない。</p>	<p>左記事項を確認し、取扱事業者の厳守事項等に同意</p> <p>→ <input checked="" type="radio"/> する ・ <input type="radio"/> しない</p> <p>※いずれかに○印</p>
<p><b>【取扱事業者の責務】</b>  取扱事業者はその店舗(取扱店舗)で、次に掲げる事項を遵守すること。  (1)取扱店舗は、おうちでごはん券が使用できる店舗であることが明確になるよう、西秩父商工会が配布する取扱店証を消費者が分かりやすい場所に掲示する。  (2)使用されるおうちでごはん券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認する。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたおうちでごはん券と判別できる場合は、券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに西秩父商工会にも報告する。おうちでごはん券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての方に周知する。  (3)取引により、おうちでごはん券を受け取ったときには、再流出を避けるため 券裏面の取扱店欄に取扱店印を押印することとし、他の取扱店印のあるものは受け取りを拒否すること。  (4)おうちでごはん券の交換及び売買は行わない。有効期間中におけるテイクアウト・出前および店内飲食により得られた おうちでごはん券のみ換金可能となる。  (5)取扱店案内チラシの作成などに関し、西秩父商工会に協力すること。</p>	<p>左記事項を確認し、取扱事業者の責務に同意</p> <p>→ <input checked="" type="radio"/> する ・ <input type="radio"/> しない</p> <p>※いずれかに○印</p>

●事業者名に記名捺印のうえ提出

令和2年

○月

○○日

(店舗名) **西食堂**

事業者 **小鹿野 花子**

印